

生活パターンが変わったら届出を!!



年金は届出主義ですので、決められた届出をキチンと行いましょう。
その時々届出を忘れてしまうと、将来、年金が受けられない場合があります。
あなたの年金を受け取る権利を守るためにも届出は確実に行いましょう。

こんなときは、必ず届出を！届出の際は、届出先をご確認ください。

こんなとき	どうする	届出先
国民年金に入る・やめる		
20歳になったとき	→ 厚生年金・共済組合加入者以外は国民年金に加入手続きをする	→ 第1号被保険者→保険課国保年金係 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	→ 国民年金に加入手続きをする（被扶養配偶者も同様）	→ 保険課国保年金係
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	→ 第3号被保険者への種別変更の手続きをする	→ 配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	→ 第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	→ 保険課国保年金係
年金手帳をなくしたとき	→ 再交付の手続きをする	→ 第1号被保険者→保険課国保年金係 第3号被保険者→宇都宮西社会保険事務所
保険料を納める		
納付書を紛失したとき	→ 納付書の再発行を申請する	→ 宇都宮西社会保険事務所
収入が少ないとき	→ 保険料免除の申請をする	→ 保険課国保年金係
30歳未満で収入が少ないとき	→ 若年者納付猶予の申請をする	→ 保険課国保年金係
学生で収入が少ないとき	→ 学生納付特例の申請をする	→ 保険課国保年金係

ご存じですか？社会保険庁が発信している様々なサービス



社会保険庁は、「年金の加入記録はどうなっているの？」「いつからどのくらいの年金を受けられるの？」といった疑問や不安に答えるため、各種の年金サービスを実施しています。
平成20年秋の新組織発足に先立ち、これからは新しいサービスが順次スタートします。

●年金見込額の試算・加入記録の照会
(インターネットによる加入記録の照会)

ホームページ上で加入記録を簡便に確認することが可能に。
詳しくは社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) 携帯電話からは<http://www.sia.go.jp/k/> をご覧ください。

●「年金加入記録のお知らせ」の郵送

(58歳に到達した月の翌月に送付します。)

国民年金及び厚生年金保険(船員保険を含む)の被保険者又は被保険者であった人が対象です。

●裁定請求書の事前送付

年金を受ける権利が発生する人への「裁定請求書」(年金請求手続きのための届け出用紙)の郵送

※60歳、又は65歳で年金を受ける権利が発生する人(社会保険庁が管理する加入記録だけでは老齢基礎年金の受給資格を確認できない人は除く)が対象です。

▼問い合わせ先

保険課 国保年金係 ☎9134

ねんきんダイヤル

年金請求など ☎0570(05)1165

年金を受けている人 ☎0570(07)1165